

公立大学法人横浜市立大学人事委員会規程

制 定 平成 17 年 4 月 1 日 規程第 81 号

最近改正 令和 6 年 4 月 1 日 規程第 32 号

(趣旨)

第 1 条 横浜市立大学学則第 73 条の規定に基づき、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）に設置する人事委員会の運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 人事委員会は、次の各号に掲げる事項について審議等を行い、学長に報告する。

- (1) 法人の教員となる採用候補者の審査・選考
- (2) 法人の教員となる昇任候補者の審査・選考
- (3) その他教員の人事に関し学長から諮問された事項

(組織)

第 3 条 人事委員会は、委員 6 名をもって組織し、次の各号に掲げる者をもってあてる。

- (1) 教育研究審議会から選出された者 2 名
- (2) 経営審議会から選出された者 2 名
- (3) 学外有識者 2 名

2 委員の委嘱は、学長が行う。

3 人事委員会における事前の審査・選考を行うため、人事委員会に部会を設けることができる。

4 人事委員会は、所掌事務の一部を部会に委任することができる。

(部会)

第 4 条 部会は、人事委員会の依頼により、採用等の事前審査を行うものとする。

2 部会の構成及び委員は、別表 1 のとおりとする。

3 部会は構成委員の過半数の出席により成立する。

4 部会長に事故等があるときは、あらかじめ人事委員会委員長の指定する部会の構成委員がその職務を代理する。

5 部会に事前審査の準備作業などを行うために、ワーキンググループを設けることができる。

6 構成委員と利害関係のある審議事項を審議するに当たっては、当該構成委員は審議に参加することができないものとする。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、1 年とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長)

第 6 条 人事委員会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により定める。

- 3 委員長は人事委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故等があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 人事委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長がこれを招集し、議事をつかさどる。

- 2 前項の規定に関わらず、最初に開かれる人事委員会は、学長が招集する。
- 3 人事委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 5 委員と利害関係のある審議事項を審議するに当たっては、当該委員は審議に参加することができないものとする。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として非公開とする。ただし、委員長が認めた場合は公開できるものとする。

(庶務)

第9条 人事委員会に関する庶務は、人事部人事課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、人事委員会に関し必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規程第 32 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

人事委員会における部会と構成委員

